

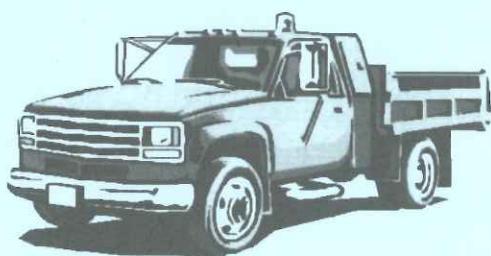
—ご案内—

〈大中建 補償制度〉

請負業者賠償補償制度
(第三者賠償責任補償)

法定外労災補償制度

使用者賠償責任特約
(法定外労災の特約)



一般社団法人 大阪府中小建設業協会

大阪市中央区谷町1丁目3番27号(大手前建設会館内)

〈取扱代理店〉株式会社 ティアタス TEL072-238-1925(代)
〈引受保険会社〉 三井住友海上火災保険株式会社

請負業者賠償補償制度

請負業者賠償責任補償制度の概要

1. 補償のための保険料は約30%～50%の割引となっています。
(一般社団法人)全国中小建設業協会のスケールメリットによるものです。
2. 補償のための保険料は全額損金処理ができます。
3. 下請業者に責任がある事故についても保険金のお支払い対象とすることができます。
4. 保険期間中に行うすべての工事を一括して加入するため、契約漏れがありません。
5. この補償制度で対象とができる主な請負作業（工事・仕事）は次のとおりです。お引き受けできない「請負作業（工事・仕事）」がありますのでご注意ください。

各種地下工事、道路建設工事、道路等の舗装工事、軌道建設工事、ビル建設工事、橋りょう建設工事、各種建築物設備工事、移動解体・取壊工事、プラント機械設置の組立据付工事、高層構築物（鉄塔・高架線等）建築工事、建築物設備機械装置等の改修または維持工事、土地造成工事、荷役、清掃、造園、芝刈車刈作業、除草作業、殺虫殺そ（害虫等駆除）、引越、運送、撮影取材、除雪、調査・測量、放置車両確認作業、ビルメンテナンス業務など

労働災害により事業主が負担する補償

- 政府労災保険 事業主の過失の有無を問わず、基本的な補償が行われます。
- 労働災害総合保険 多くの労災事故では、上記の法定の補償額を超えるため、法定外補償規定・就業規則等により上乗せ補償を行っています。
- 使用者賠償責任保険 会社側に賠償義務が発生する労災事故で政府労災や、その上乗せ労災制度では支払金額が不足する場合に「使用者賠償責任特約」が有効に活用されています。

法定外労災補償制度

(労働災害総合保険)

法定外労災補償制度（労働災害総合保険）の概要

1. (一般社団法人) 全国中小建設業協会のスケールメリットにより、新規で個別に加入する場合と比較して約70%割引が適用されます。
2. 保険料は全額損金処理ができます。(平成29年12月現在)
3. 年間包括契約のため加入もれがありません。
4. 無記名方式のため従業員・下請負人等の退職変更等に伴う個人名変更報告は必要がありません。
5. 健康診断は不要です。
6. 対象年令に制限はありません。臨時雇・季節労働者・アルバイトも対象となります。
7. 政府労災保険等の上乗せ制度であり、業務上の災害のみ補償（通勤途上を含みます。）のため保険料が割安になっています。
8. 一定の条件を充足した場合には、「経営事項審査」の加点評価の対象となります。

使用者賠償責任特約条項の援用

法定外労災補償制度を補填するものとして、労災事項に伴う経営者の責任が重く、政府労災保険及び法定外労災補償で、その補償額が充当できない場合に(使用者に賠償責任があること)、当該特約条項の援用により、支払いのカバーができます。

一般社団法人 大阪府中小建設業協会 宛

連 絡 票

各項のいずれかに、チェック□をして頂き、
下記FAXへご送信下さい

FAX： 06-6945-7081

- 資料の送付を希望する
 - 説明を希望する
 - 保険料の見積りを希望する
- 直近の会計年度の売上高（ 千円）
- 来訪を希望する

平成 年 月 日

貴社名	
ご担当	
所在地	
TEL FAX	